

議案第12号

西脇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴う住所地特例対象者の変更に関し、西脇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるため。

西脇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

西脇市後期高齢者医療に関する条例（平成20年西脇市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の右に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に、「した際の」を「した際」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の右に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の右に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。